

## (2) 生徒指導部より

入学した全員が、卒業後の社会生活で通用する『確かな力』を身につけた上で、自信を持って卒業してゆくことを願っています。その実現のために、全ての生徒が安心して、安全快適で有意義な学校生活と学習活動に取り組めるよう、以下のようなルールを定めています。本校生となる以上は、そのルールの範囲内で、一人ひとりが良識を持って行動するようにしてください。

### 1. 登下校について

- ① 授業開始（18:05）に間に合うよう余裕を持って登校すること。但し、全日制が活動しているので、先生に指示や許可を受けるなどの特別な場合を除き 17:15 までは登校しないこと。  
また、欠席や大幅な遅刻をする時は必ず、学校に電話連絡をすること。
- ② 通行の妨害となるので、校門付近や下足室前では座り込んだり複数で滞留したりしないこと。
- ③ 登校後は原則として外出禁止です。（18:15 ～ 21:10 は校門を閉めます）
- ④ 下校時は深夜の時間帯になります。近隣住民の方に不快感を与えるような大きな声での会話やタムロをしないなど、常に他人目線の良識ある行動を心掛けること。
- ★ クルマで送迎してもらう場合は、通用門前付近ではなく校内駐車場にての乗降を原則とする。  
またその際、エンジン停止など、校内や近隣の環境に配慮してもらうよう伝えること。
- ★ 自宅～最寄駅も含め、自転車を利用する場合は必ず「損害賠償保険」に加入した上で、常にルールやマナーを守った安全運転を心がけること。また、「傘をさしての運転」は条例で禁止されています。雨天時の運転では必ず『レインコート』を利用すること。

### 2. 上履き・個人ロッカーについて

- ① 校舎内は土足厳禁。指定の上履きに履き替えること。（上履きではグラウンド等に出ないこと）
- ② 上履きには必ず記名し、個人ロッカーにて保管しておくこと。
- ③ ロッカーは常に施錠しておくこと。保管物の破損や盗難等については一切責任を負えません。
- ④ ロッカーの上には一切の私物を放置しないこと。ロッカー内に入りきらない物がある場合は、持ち歩くなど常に自分で管理すること。
- ★ ロッカーは学校の備品です。落書きなどせず、丁寧な使用を心がけてください。

### 3. 部外者の来校について

- ① 無許可では校内に入れません。事務所での『外来者手続き』が必要です。
- ② 友人等による訪問は禁止です。あなたが注意や懲戒指導の対象となります。

### 4. バイク・自動車通学について

- ① 原則として禁止です。
- ② 止むを得ず必要とする場合は、保護者承認のうえ、所定の手続きで申請し許可を受けること。
- ③ 無許可での校内乗り入れや学校周辺への違法駐車、申請書に示すルールへの著しい違反など、学校の指示・指導に従わない時は、懲戒指導も含め厳正に対処します。
- ④ 車輛本体およびヘルメットなどの関連物については、自ら盗難防止対策を施しておくこと。  
なお、盗難・破損等については、一切責任を負えません。
- ★ 登下校中の運転では特に、常にルールやマナーを守った安全運転を心がけること。なお、事故やトラブルなどによる遅刻や欠席は、状況に関わらず、全てが『自己責任』となります。

## 5. 授業の『取り組み』を大切に

夢や希望を実現させる『力』を身につけるには、集中して授業に取り組むことが何より大切です。一人一人の心掛けで『学習に集中できる環境』を作り、その快適な環境のもと、意欲的で積極的な学習活動を積み重ね、それらの努力に裏付けられた『十分な学力』と『自信』を身につけましょう。

### ① 授業の活動や進行を妨害する行為は厳禁。（悪気はなくとも）

- 【例】
- ・授業とは関係のない発言・私語を繰り返す
  - ・教室内外の出入り・立ち歩き、防げるはずの遅刻入室を繰り返す
  - ・携帯電話などの通話・着信音等を鳴らす
  - ・部外者や別クラスの生徒を教室に連れて入る、別クラスの教室に入る
  - ・先生の指示や指導に従わない
  - ・机の列を乱す、隣に寄せる、前を向いて座らない など

### ② 授業場所に居ても、学習活動に参加していない傾向が強かったり、常識的に考えて、授業中にはふさわしくない行為は指導の対象となります。（直接的な授業妨害ではなくても）

- 【例】
- ・携帯電話などを見たり操作したりしている
  - ・学習や授業には関係のない物を見ていたり、机の上などに出したりしている
  - ・飲食（アメやガム、お茶やジュースなども）
  - ・帽子やサングラス、イヤホンなどを装着している など

### ③ 上記のことがらについて、注意されても繰り返す場合は、

- ・教室からの退出
- ・欠席と同等の扱い
- ・大幅な減点 等の措置を講じるなど、懲戒指導も含め厳正に対処します。

## 6. 問題行動について

法令や校則に違反する行為、反社会的行為、意図的な器物損壊、迷惑行為、指導に従わないなどは、『停学』等の懲戒指導の対象となります。学校という『社会』の一員として、ルールやマナーを守ると共に、自分とは違う感覚や価値観を持った様々な人が共同生活をする場であることを忘れず、他者への配慮や思いやりを意識した、良識ある行動を心がけましょう。

## 7. その他

- ① 高額な金品や貴重品は出来る限り持参しないこと。
  - ② 金品や貴重品は常に携帯し、たとえ短時間でも、教室や更衣室には絶対に放置しないこと。
  - ③ 生徒間での金銭の貸し借りや、物品の売買は禁止します。
  - ④ 危険物や、常識的に考えて学校にはふさわしくない物は持参しないこと。
  - ⑤ エレベーターは「それしか移動手段がない人」専用です。それ以外の人は利用しないこと。
  - ⑥ 成人者であっても本校生としての活動中は飲酒・喫煙とも禁止です。（校外での活動の道中や登下校中を含む）また、量の多少に関わらず、本校生として活動をする前の飲酒は厳禁です。  
（保護者の方も、学校敷地内での喫煙および飲酒後の来校はご遠慮ください）
- ★ 同じ「生徒」の立場であっても、成人者には、未成年者の「喫煙・飲酒」などの法令違反や問題行動 について、「監督・指導」をする責任と義務があります。

※ 『懲戒指導』の申し渡しについては、生徒が未成年者である場合、必ず保護者の方にご同席頂きます。